

主要原子力施設設置者(被規制者)との意見交換について

平成28年11月16日
原子力規制庁

1. 関連経緯

本年7月27日の原子力規制委員会と中部電力株式会社勝野社長との意見交換会において、原子力規制委員会側から、電気事業連合会(以下「電事連」という。)会長としての勝野社長に対し、様々な期待、要望等が提示された。その中で、米国 NEI(原子力エネルギー協会)的な組織を含め、被規制者と原子力規制委員会とが技術的検討を行える仕組みについても言及があった(参考1)。

これらを踏まえて、本年10月18日に、電事連側から、様々な課題について原子力規制委員会と電気事業者側との間で意見交換できる場を設定してほしい旨の要望があった(参考2)。

2. 原子力規制庁としての評価

- 原子力規制の全体論や新規制の導入等について、被規制者側の原子力部門の責任者(CNO レベル)らと意見交換を行うことは、円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等の観点を含め、また、米国の例等に照らしても合理的なものであると考えられる。
- 一方、被規制者とは、十分な透明性と公開性を確保する必要がある。

3. 意見交換の場の考え方

(1) 意見交換の相手方について

- 当面は、主要な原子力施設を設置する被規制者を代表するグループ
→ 主要な原子力施設：実用発電用原子炉施設、再処理施設(六ヶ所)、ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料加工施設。
- 意見交換の場には、上記の主要な原子力施設を設置する被規制者を代表するグループの原子力部門の責任者の中から、議題に応じた3、4名程度が参加することを想定。

(2) 原子力規制委員会側の体制

原子力規制委員 1 (又は 2) 名程度、及び原子力規制庁幹部数名程度

(3) 公開性

YouTube を含め、審議会等と同等の公開性を確保する(核物質防護関連事項等が議題となった場合には、別途の考慮が必要。)。

(4) 議題の範囲

- 個別の規制判断に属さない事項であって、原子力安全規制に関する事項を幅広く対象とする。
- 基本的には、1 回の会議で 1、2 議題とする。

(5) 開催頻度等

当面、2、3 ヶ月に 1 回で、2 時間程度とする。

(6) 議題整理

- 専門的な議論になる可能性が高いこと等から、効率的な議論を行うために、事前に議題整理を行う。
- 議題整理は、事務的に行い、原子力規制庁の担当部署は原子力規制企画課とする。
- 議題整理のための打合せは、通常の事業者面談と同様の扱いとし、公開性についても同様とする。

(7) 開始時期

意見交換の相手方と調整つき次第、速やかに開始することとする。

4. 今後の対応

原子力規制委員会の上承が得られれば、上記の考え方を基本として関係者と調整を進めたい。